

岩手県告示第921号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成22年11月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 田浜上(2)
- 2 区域 急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成19年岩手県告示第718号）で指定した標柱（以下「旧標柱」という。）8号及び旧標柱9号を結んだ線、次に掲げる土地に存する標柱11号と旧標柱9号を結んだ線、旧標柱8号と標柱12号を結んだ線、標柱12号から14号までを順次結んだ線、標柱14号と旧標柱6号を結んだ線、旧標柱6号と標柱15号を結んだ線、標柱15号から22号までを順次結んだ線及び標柱22号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
大船渡市	三陸町綾里	田浜上	22番16	標柱11号
			22番2	標柱12号及び22号
			23番1	標柱13号及び14号
			24番8	標柱15号
			16番1	標柱16号
			19番4	標柱17号、18号及び19号
			19番8	標柱20号及び21号